

令和 6 年度第 4 回教育委員会会議日程

開催期日 令和 6 年 6 月 26 日 (水)

開催時間 15 時 00 分

開催場所 芽室町役場地 2 階会議室 7

開 会

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 前会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 報告第 5 号 就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

日程第 5 報告第 6 号 芽室町奨学金貸付の件 (非公開)

日程第 6 議案第 19 号 芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

日程第 7 議案第 20 号 教育財産の所管換の件

日程第 8 議案第 21 号 芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正の件

閉 会

日程第4

報告第5号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第19条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和6年6月26日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

令和6年度就学援助認定総括表(6月認定者)

申請世帯	4	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	4	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	4	世帯
経済的困窮世帯	1	世帯
児童扶養手当受給世帯	3	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校						1	1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	1	1

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	1	1	1	3
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	1	1	1	3
			合計	4

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
					1	1
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	1	1

(中学校)

1年	2年	3年	計
	1	1	2
			0
			0
0	1	1	2
			合計
			3

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合 計	0	0	0	0	0	0	0

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校				0
上美生中学校				0
芽室西中学校				0
合 計	0	0	0	0
			合計	0

令和6年度就学援助認定総括表

(令和6年6月1日現在)

申請世帯	111	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	104	世帯
要保護世帯	0	世帯
準要保護世帯	104	世帯
経済的困窮世帯	32	世帯
児童扶養手当受給世帯	67	世帯
生活保護廃止世帯	1	世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	1	世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯	6	世帯
認定廃止世帯	1	世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	157	138	19	4	12.0
5	138	120	16	2	10.8
6	111	104	6	0	9.9

(内数)

◎準要保護認定者数一覧 (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	14	8	11	10	8	16	67
上美生小学校							0
芽室西小学校	3	5	6	4	2	6	26
芽室南小学校							0
合 計	17	13	17	14	10	22	93

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	14	13	16	43
上美生中学校	1		1	2
芽室西中学校	2	1	6	9
合 計	17	14	23	54
		合計	147	

合計 147

(中学校)

●準要保護不認定者数一覧 (小学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校		1	1		1	2	5
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1				1	3
芽室南小学校							0
合 計	1	2	1	0	1	3	8

(中学校)

学校名＼学年	1年	2年	3年	計
芽室中学校	2			2
上美生中学校				0
芽室西中学校		1		1
合 計	2	1	0	3
		合計	11	

○児童扶養手当受給認定者数 (小学校)

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
8	6	6	6	1	8	35
						0
2	4	4	3	2	2	17
						0
10	10	10	9	3	10	52

(中学校)

1年	2年	3年	計
5	8	11	24
1		1	2
2	1	6	9
8	9	18	35
		合計	87

○要保護の停止・廃止

芽室小学校	3年	1人
芽室中学校	1年	1人
	3年	1人

○町民税非課税・減免世帯

芽室小学校	1年	1人
	4年	1人
	5年	1人
	6年	1人
芽室西小学校	6年	1人
芽室中学校	2年	1人

○国民年金保険料免除世帯

芽室小学校	5年	1人
-------	----	----

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）

（法律第二十六号）

第一次吉田内閣

第十九条 経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に
対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第1 目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第2 援助対象者

茅室町に居住し、茅室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第3 認定基準

1 要保護児童生徒

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の児童生徒

2 準要保護児童生徒

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ 町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ 個人事業税の減免を受けた者

エ 固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ 国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ 児童扶養手当の支給を受けている者

ク 生活福祉資金の貸付けを受けた者

(2) (1) に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア 生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ 不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ 会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ 年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

(3) (2) に定める者の認定方法

ア 給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

イ 給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に1. 3を乗じて得た額未満とする。

ウ (2) ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

3 「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第4 認定の取扱

1 認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

- (1) 教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、4月から開始する。
- (2) (1)に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。
ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、4月から開始する。
- (3) 前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。
- (4) 生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

2 認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 町外へ転出したとき
- (2) 第3に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき
- (3) 申請者から辞退の申出がされたとき

3 認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請であることが判明したとき

(2) 申請者から取下の申出がなされたとき

第5 就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第6 委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成5年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年4月25日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

（平成20年8月22日決定）

附 則

この要領は、決定の日から施行する。（平成29年11月30日決定）

日程第 5

報告第 6 号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和 6 年 6 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

○芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

令和元年6月17日条例第16号

(貸付対象者)

第2条 奨学金は、次に掲げる条件を備えた学生に対して貸し付ける。

- (1) 経済的理由により奨学金を必要としていること。
- (2) 父、母又はそれに代わり学生を監護していると町長が認める者（以下これらの者を「保護者」という。）が芽室町内に居住していること。
- (3) 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること。

(貸付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

日程第 6

議案第 19 号

芽室町小中一貫教育推進協議会委員委嘱の件

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則第 2 条の規程に基づき、委員を委嘱しようとするものであります。

令和 6 年 6 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

令和6年度 芽室町小中一貫教育推進協議会 名簿

委 員 16名

委嘱期間 令和6年7月1日～令和7年3月31日まで期間

エリア	氏 名	役 職 等	備考
芽中	新倉 忠司	学園長	
	塩田 直之	副学園長	
	中村 浩幸	副学園長	
	博松 正人	学園事務局	
	陰元 正二	学校運営協議会代表（芽中）	
	鳴野 奈津美	学校運営協議会代表（芽小）	
	高田 昌樹	学校運営協議会代表（南小）	
上中	藤林 政宏	学園長	
	三寺 康裕	副学園長	
	横山 修司	学園事務局	
	廣瀬 一也	学校運営協議会代表（上小中）	
西中	椿原 雅章	学園長	
	吾妻 昌三	副学園長	
	和田 秀治	学園事務局	
	入口 吉貴	学校運営協議会代表（西中）	
	寺町 智彦	学校運営協議会代表（西小）	

事務局

	氏 名	役 職 等	備考
教委	程野 仁	教育長	
	坂口 勝己	教育推進課長	
	清末 有二	教育推進課長補佐	
	林 宏明	教育推進係長	

○芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

令和6年3月25日教委規則第5号

芽室町小中一貫教育推進協議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芽室町小中一貫教育推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会の委員は、学校関係者その他教育委員会が適当と認めた者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(任務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について研究協議する。

(1) 芽室町小中一貫教育の推進に関すること。

(2) その他小中一貫教育の推進に関して必要なこと。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるものほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

日程第 7

議案第 20 号

教育財産の所管換の件

教育財産を所管換しようとするものであります。

令和 6 年 6 月 26 日提出

茅室町教育委員会教育長 程野仁

令和6年6月 日

都市経営課長 佐藤 季之 様

生涯学習課長 江崎 健一

公有財産異動等通知書

次のとおり財産の異動について通知します。

記

- 1 異動年月日 令和6年6月26日
- 2 異動の種類 取得・処分・用途変更（廃止）・種別替・所管換・所属替・その他
- 3 異動の原因 行政財産としての用途から普通財産の用途へ変更するため
- 4 取得・引継・処分の相手方 都市経営課
- 5 財産の表示（取得・処分以外の異動にあっては、変更内容について変更後の事項を記載し、当該事項を太字とし、下線を引く。）

会計	分類等			所属課	名称又は用途	所在	地番	地目又は構造	面積又は数量	売買等価格（見積価格）
一般	行政 普通	(行政) 公用 公共用	土地 建物 その他	都市経営課	旧雄馬別小学校 用地	雄馬別13線	25-7	学校用地	16,447 m ²	円
6 その他										

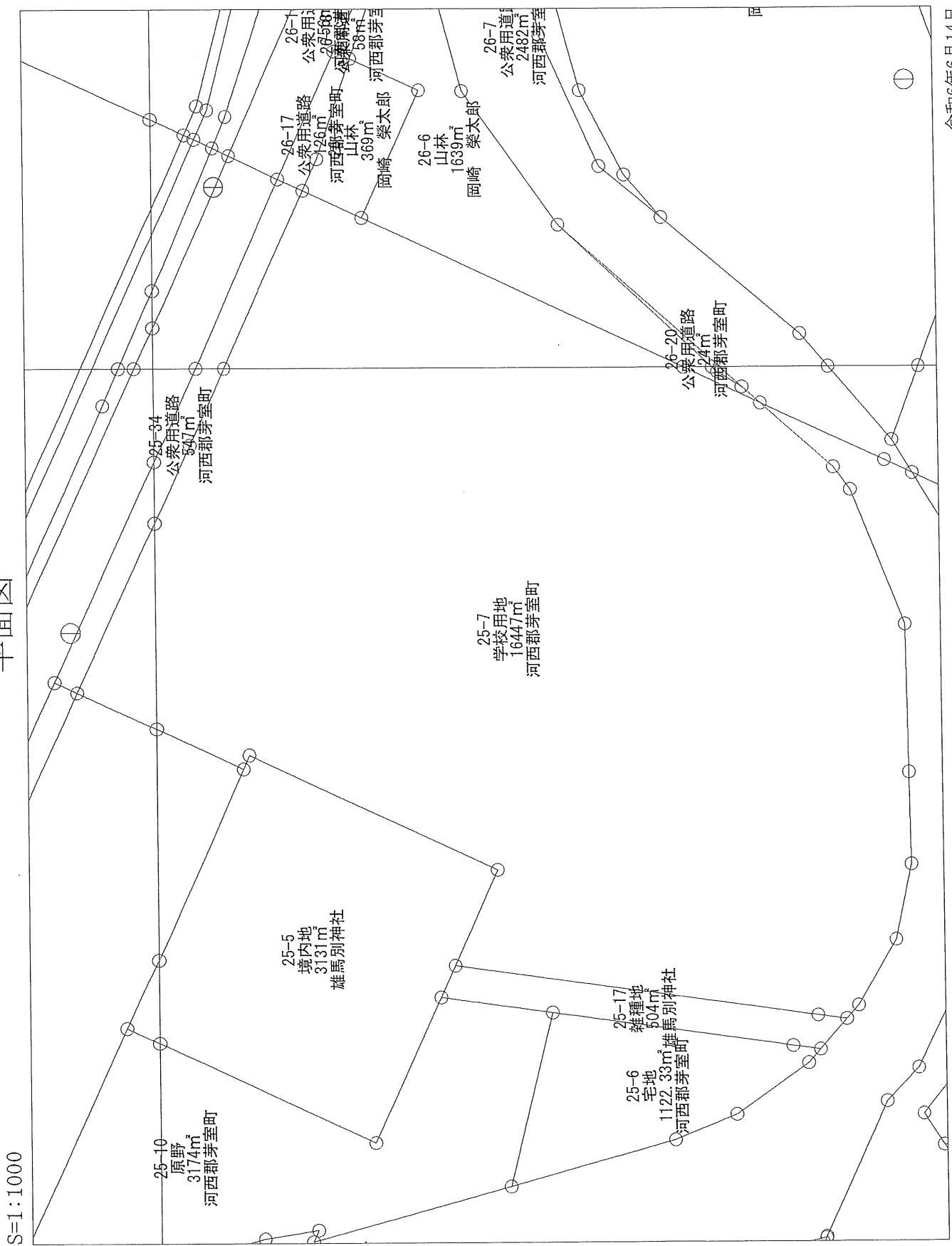
6 その他

7 適用

- (1) 土地の場合は、契約書の写し、登記済証（取得及び処分のみ）、位置図又は地積測量図を添付すること。
- (2) 建物等の場合は、契約書の写し（取得及び処分のみ）、建物平面図、配置図、位置図を添付すること。
- (3) 町の使用のために借り受けた物件の場合は、その旨を記載すること。
- (4) 所管換・所属替の場合は、異動前後の所管課長等の連名による通知とすること。
- (5) 件数が多い場合は、別紙により添付すること。
- (6) その他必要な書類、図面を添付すること。

平面図

N
W
E
S



令和6年6月14日

令和6年6月 日

都市経営課長 佐藤 季之 様

都市経営課長 佐藤 季之
生涯学習課長 江崎 健一

公有財産異動等通知書

次のとおり財産の異動について通知します。

記

- 1 異動年月日 令和6年6月26日
- 2 異動の種類 取得・処分・用途変更（廃止）・種別替・所管換・所属替・その他
- 3 異動の原因 地域の体育施設として不要となったため
- 4 取得・引継・処分の相手方 都市経営課
- 5 財産の表示（取得・処分以外の異動にあっては、変更内容について変更後の事項を記載し、当該事項を太字とし、下線を引く。）

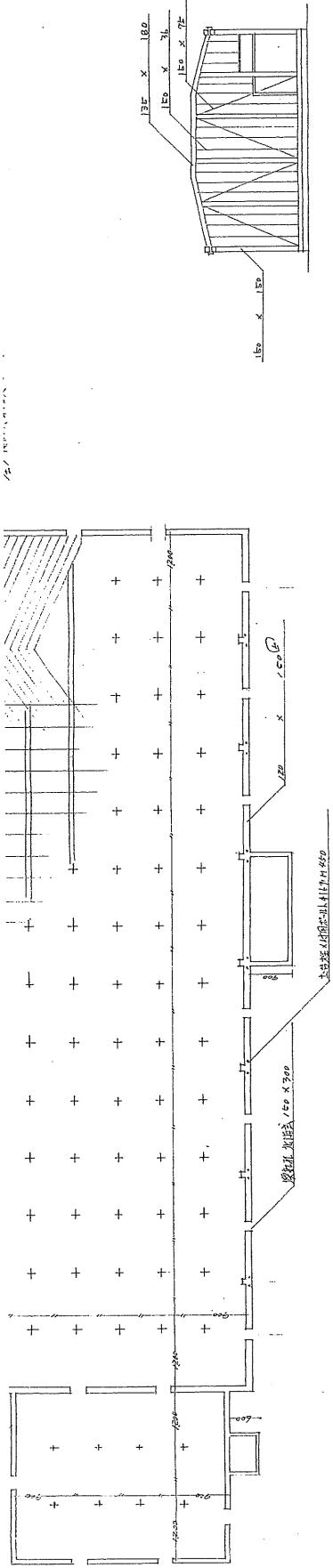
会計	分類等		所属課	名称又は用途	所在	地番	地目又は構造	面積又は数量	売買等価格（見積価格）
一般	行政 普通	(行政) 公用 公共用	土地 建物 その他	都市経営課 雄馬別地域体育館	雄馬別13線	25	学校用地	180.36 m ²	

6 その他

7 適用

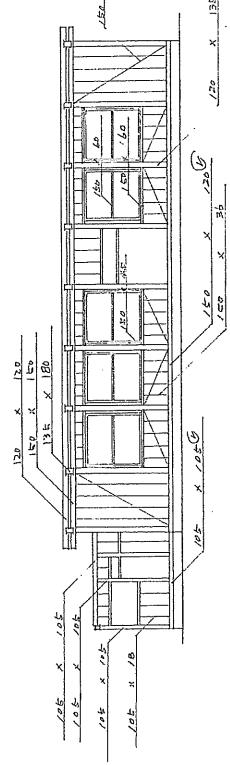
- (1) 土地の場合は、契約書の写し、登記済証（取得及び処分のみ）、位置図又は地積測量図を添付すること。
- (2) 建物等の場合は、契約書の写し（取得及び処分のみ）、建物平面図、配置図、位置図を添付すること。
- (3) 町の使用のために借り受けた物件の場合は、その旨を記載すること。
- (4) 所管換・所属替の場合は、異動前後の所管課長等の連名による通知とすること。
- (5) 件数が多い場合は、別紙により添付すること。
- (6) その他必要な書類、図面を添付すること。

軸組圖 200-1

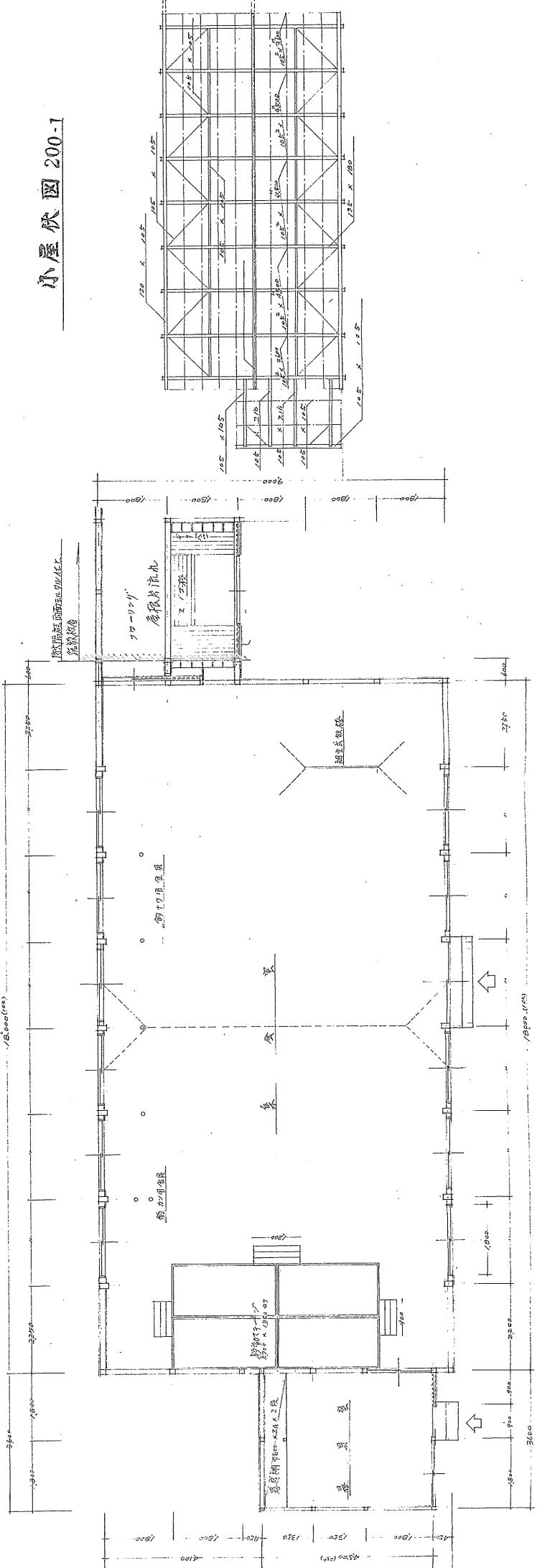


平面圖 100-1

$$\begin{aligned} \text{牆面} & 1000 \times 1000 = 10000\text{mm}^2 \\ \text{窗框} & 450 \times 300 = 13500\text{mm}^2 \\ \text{門框} & 600 \times 100 = 6000\text{mm}^2 \\ \text{合計} & 10000 + 13500 + 6000 = 29500\text{mm}^2 \end{aligned}$$



小屋組圖 200-1



○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関する事。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要な異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 8

議案第 21 号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則中一部改正の件

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則の一部を改正しようとするものであります。

令和 6 年 6 月 26 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則の一部を改正する規則

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則（平成 7 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「補助決定となった世帯の保護者からの預金口座振込申出書（第 3 号様式）の提出により、」を「補助金の交付決定を受けた者から芽室町私立高等学校生徒授業料補助申請書により申し出のあった」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 4 条関係）

年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付申請書

芽室町長 あて

次の事項に承諾の上、私立高等学校の授業料に対する補助金の交付を申請します。

（承諾事項）

年度の本補助金の交付決定にあたり必要がある場合は、申請者の世帯構成員の収入状況について、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を閲覧及び調査することについて同意します。

また、芽室町教育委員会が本補助金の額の決定に当たって、国の就学支援金及び北海道の私立高等学校授業料軽減補助の受給状況等の情報を学校長へ確認することを承諾します。

令和 年 月 日

1 申請者（保護者）

住所	〒	—
氏名	電話番号	

2 補助を必要とする生徒

氏名	通学する学校名	学年

3 補助金振込先

金融機関名	支店名	預金の種別（○で囲む）
		普通・その他（ ）
口座名義人（カタカナ）	口座番号	
.	・	・

第 2 号様式中「学教」を削る。

第 3 号様式を次のように改める。

第 3 号様式 削除

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

説 明

申請書様式の押印を廃止するとともに、記載項目の整理を行い、申請者の利便性向上を図るため、規則を改正しようとするものであります。

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則の一部を改正する教委規則新旧対照表

改正案		現 行	
第6条 補助金は、補助金の交付決定を受けた者から芽室町私立高等学校生徒授業料補助申請書により申し出のあった口座へ振り込むとする。		第6条 補助金は、補助金は、補助決定となつた世帯の保護者からの預金口座振込申出書（第3号様式）の提出により、口座へ振り込むとする。	
第1号様式（第4条関係）		第1号様式（第4条関係）	
芽室町長 あて 年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付申請書		芽室町長 あて 年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付申請書	
（承諾事項） 年度の本補助金の交付決定にあたり必要がある場合は、申請者の世帯構成員の収入状況について、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を閲覧及び照査することについて同意します。また、芽室町教育委員会が本補助金の額の額の決定に当たって、国・地方学支援金及び北海道の私立高等学校授業料控除補助の受給状況等の情報を学校長へ確認することを承認します。		（承諾事項） 年度の本補助金の交付決定にあたり必要がある場合は、申請者の世帯構成員の収入状況について、芽室町教育委員会教育推進課職員が関係部署に照会し、個人情報を閲覧及び照査することについて同意します。また、芽室町教育委員会が本補助金の額の額の決定に当たって、国・地方学支援金及び北海道の私立高等学校授業料控除補助の受給状況等の情報を学校長へ確認することを承認します。	
1 申請者（保護者）		1 申請者（保護者）	
住所	〒 -	住所	〒 -
氏名	電話番号	氏名	電話番号
2 補助を必要とする生徒		2 補助を必要とする生徒	
姓名	通学する学校名	姓名	通学する学校名
3 補助金振込先		3 補助金振込先	
金融機関名	支店名	預金の種別（○で囲む）	預金の種別（○で囲む）
		普通・その他（ ）	普通・その他（ ）
口座名義人（カタカナ）	口座番号	印	印

第2号様式(第5条関係)		改正案		現行														
		第2号様式(第5条関係)		第2号様式(第5条関係)														
		第 号	年 月 日	学教第 号	年 月 日													
		様	芽室町長	芽室町長														
<p>年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金交付決定通知書</p> <p>先に申請のあった、下記の生徒に係る 年度芽室町私立高等学校生徒授業料補助金について、審査の結果、補助金の交付を決定しましたので通知します。</p> <p>記</p>																		
1	申請生徒氏名	2	学校名及び学年	3	年度分世帯合計)													
4	市民税所得割額	5	年度分世帯合計)	6	年4月1日～													
7	補助期間	8	年3月31日	9	年3月31日													
10	補助決定額	11	円	12	円													
<p>【参考】申請生徒の授業料の保護者自己負担額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">授業料年額 (A)</th> <th colspan="3">国及び北海道からの補助金額※1</th> <th rowspan="2">授業料の 保護者自己負担額 (A) - (B) - (C)</th> <th rowspan="2">授業料の 自己負担額 (A) - (B) - (C)</th> </tr> <tr> <th>就学支援金 (B)</th> <th>授業料整減補助 (C)</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 就学支援金及び授業料整減補助は、学校を通じて申請している補助金です。</p> <p>※2 芽室町私立高等学校生徒授業料補助金上限額は、市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額で算出した金額が154,500円未満の世帯で36,000円(3,000円×12か月)となっています。</p>						授業料年額 (A)	国及び北海道からの補助金額※1			授業料の 保護者自己負担額 (A) - (B) - (C)	授業料の 自己負担額 (A) - (B) - (C)	就学支援金 (B)	授業料整減補助 (C)	円	円	円	円	円
授業料年額 (A)	国及び北海道からの補助金額※1			授業料の 保護者自己負担額 (A) - (B) - (C)	授業料の 自己負担額 (A) - (B) - (C)													
	就学支援金 (B)	授業料整減補助 (C)	円															
円	円	円	円															
13	交付月日	14	年 月 日	15	年 月 日													
16	7	そ の 他	申し出のあった預金口座に振り込みます。	6	交付月日	年 月 日	申し出のあった預金口座に振り込みます。											
17	8	問 い 合 わ せ 先	転校又は退学されたときは、補助金を返還していくいただく場合がありますので、ただちに下記問い合わせ先に御連絡ください。	7	そ の 他	がありまますので、ただちに下記問い合わせ先に御連絡ください。	7	交付月日	年 月 日	転校又は退学されたときは、補助金を返還していくいただく場合がありますので、ただちに下記問い合わせ先に御連絡ください。								
18	芽室町教育委員会	課 係	芽室町教育委員会 課 係	8	問い合わせ先	芽室町教育委員会 課 係	8	交付月日	年 月 日	電話 : 0155-								
			電話 : 0155-															

改正案

第3号様式 削除

現 行

第3号様式(第6条関係)

年度 芽室町私立高等学校授業料預金口座振込申出書

令和 年 月 日

芽室町教育委員会 あて

申請者(保護者)

印

住所
氏名

先に交付の決定を受けた 年度芽室町私立高等学校授業料補助金についてには、下記口座に振込み下さるよう申し出いたします。

記

- 1 金融機関及び支店名(当該金融機関の〔 〕内に○印をつける)
〔 〕北海道銀行 芽室支店
〔 〕帯広信用金庫 芽室支店
〔 〕芽室町農業協同組合 本所
〔 〕その他

銀行
金庫
組合

本店・支店

本所・支所

- 2 預金の種別(該当種別の〔 〕内に○印をつける)
〔 〕普通 〔 〕組勘 〔 〕当座 〔 〕その他 ()

3 口座番号

- 4 口座名義(カタカナで記入願います。)

附則
この規則は、令和6年7月1日から施行する。